

ホットな消費者見守リニュース

無料点検だけのはずが高額な契約をしてしまう！？



ポイント

- 「点検」と称して訪問し、不安をあおって契約させる「点検商法」に関する相談が多数寄せられています。
- 突然訪問してきた業者に安易に点検させてはいけません。
「無料だから」といって点検をさせると、点検後に工事等の契約を勧誘された際に断りにくなります。
- 工事等の契約を勧誘された際はその場で決断せず、複数社から見積もりを取るなど十分に検討しましょう。

■消費者ホットライン いやや 188 でお近くの相談窓口につながります■

和歌山県消費生活センター 073-433-1551
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

海草地域消費者生活相談窓口 073-483-8777
〒642-8501 海南市役所4階 市民交流課内
平日9:30~16:00（祝日・年末年始を除く）

2024年 11月